

# 厚生文教常任委員会報告事項資料

資料 番号	資 料 名	所 管 課
1	市立病院駐車場の有料化について	経営管理課
2	損害賠償請求事件について	教育総務課

令和 元 年 11 月 1 日

## 市立病院駐車場の有料化について

### 1 駐車場の有料化及び運営の方法

市立病院では、利用者の円滑な受診を図ることや、駐車場及び県道74号の混雑緩和等への寄与を目的とし、令和2年4月より、駐車場の有料化を行う。

運営方法については、民間の駐車場運営のノウハウを活用し、来院者の利便性の向上を第一に考慮し、利用者にとって使いやすい駐車場とするため、駐車場運営事業者に対して、地方自治法 第238条の4第2項第4号の規定に基づく行政財産の貸付を行い、運営させるものとする。

これにより、貸付による病院への収入確保のほか、駐車場の運営管理を病院職員が直接行わないことによる、事務負担の軽減を図る。

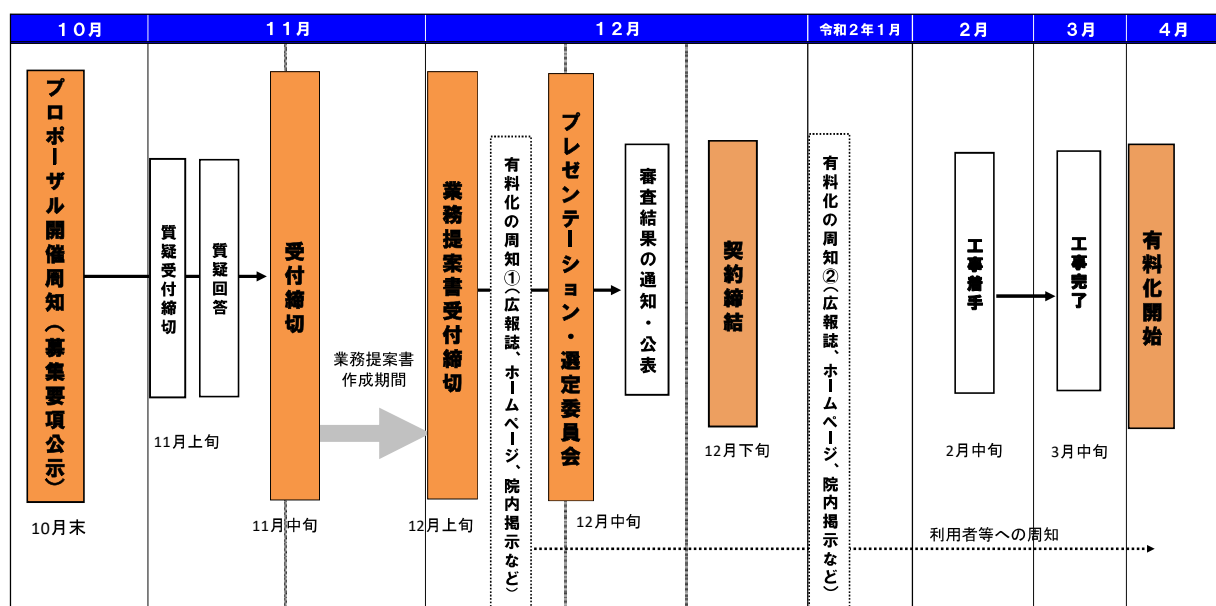
なお、駐車場運営事業者は、以下に示した料金体系を主な条件として、公募型プロポーザル方式により募集し、市立病院（市）に納める貸付料の額や運営方法等を総合的に評価し、最も望ましい事業者を選定する。

### 2 料金体系

区分	外来	お見舞い	一般
料金	最初の 30 分無料 次の 3 時間 200 円 以降 60 分ごと 200 円 上限 1 日 1000 円	最初の 30 分無料 以降 60 分ごと 200 円 上限はなし	最初の 30 分無料 以降 60 分ごと 400 円 上限はなし

※ 障がい者手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳）の所持者は、免除

### 3 スケジュール



## 損害賠償請求事件について

### 1 訴状の概要

事 案：平成 30 年 3 月 13 日に小田原市立学校の運動場で授業中に子供が他の子供（以下、「A」という。）と接触し、転倒・負傷した事故に関し、学校の安全配慮義務違反及び事故後の説明義務違反を主訴として、治療費、通院交通費、慰謝料等を求める損害賠償請求訴訟が令和元年 9 月 26 日に提起された。

原告の主張：(1) 教諭は授業中に子供に生ずる危険を予見し、これを回避するための措置をとるべき高度な注意義務を負っている。

(2) 当時、運動場には教諭が約 7 名しかいなかった。また、担任教諭がいなかった。

(3) 担任教諭らの事前指導が十分でなかった。

(4) 本件事故に関し文書で説明を求めたが、市は回答を一切拒否した。

原 告：小田原市立学校に在籍していた子供

被 告：小田原市及び神奈川県

請求の概要：損害賠償金 330 万 6,704 円及び内金 300 万 6,704 円に対する平成 30 年 3 月 13 日から支払済みまでの利息（年 5 %）並びに訴訟費用の負担

請求の根拠：国家賠償法第 1 条第 1 項に基づく不法行為責任（神奈川県に対する請求根拠は同法第 3 条第 1 項）

### 2 これまでの経過概要

年 月 日	内 容
平成 30 年 3 月 13 日	・原告が、学校の運動場で行われた特別活動において、原告が転倒し負傷した。
3 月 26 日	・原告保護者及び校長等が学校で面談 ・原告から学校に対し、学校の初期対応や通院交通費の支払について問い合わせ・申出があった。 ・通院交通費については、A に請求しても良いかと問われたが、全国市長会学校災害賠償補償保険の適用の可能性を検討していることを伝えるとともに、A への請求については学校としては話し合いの場を提供したり、連絡をとったりすることしかできないことを伝えた。
8 月 9 日	・原告から学校に対し、今後、8 月 16 日に弁護士に相談するに当たり 3 月 26 日に学校で話し合った際のメモ等の提供を求められた。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・また、A の保護者に賠償請求をするに当たり、直接連絡して良いかと問われたため、学校が間に入って連絡すると伝え、学校は A の保護者に連絡をした。</li> </ul>
8 月 13 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3 月 26 日に学校で話し合った際のメモを学校から書留で原告保護者に郵送した。</li> </ul>
8 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市側保険会社から今後法的な対応を要する事案と考えられることから、予防的に弁護士に委任することを助言され、本件示談交渉に関する一切のことを委任した（当該弁護士を以下「本市代理人弁護士」という。）。</li> </ul>
9 月 4 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校から原告の保護者に事故報告書を郵送した。</li> </ul>
10 月 4 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市代理人弁護士が原告に受任通知を送付した。</li> </ul>
11 月 15 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市代理人弁護士から原告に対し、学校に法的責任がないと考えていること、これまで提供した資料や情報以外に特にお知らせするものはないと考えていること及び学校や教育委員会などに直接問い合わせの連絡をしないように通知した。</li> </ul>
12 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原告代理人弁護士から本市代理人弁護士に対し、本件事故に関し 8 項目の説明を文書で求められた。（11 月 15 日の通知を根拠に説明は行っていない。）</li> </ul>
平成 31 年 4 月 2 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市代理人弁護士に原告代理人弁護士から求められた 8 項目について再度説明会開催の申し入れがあったため、本市代理人弁護士が、学校へ対し、8 項目について見解をまとめるよう依頼した。</li> </ul>
4 月 3 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前校長（4 月 1 日付人事異動）が 8 項目に関する見解を作成した。</li> </ul>
4 月 8 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前校長が作成した見解について校内で内容確認の上、教育委員会担当者に提出され、教育委員会から本市代理人弁護士に提供したが、本市代理人弁護士から文書による回答はされていない。</li> </ul>
令和元年 9 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原告から横浜地方裁判所に訴状が提出された。</li> </ul>
10 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜地方裁判所第 2 民事部から本市に訴状、答弁書催告状等が送付された。（本市送達：10 月 8 日）</li> </ul>

### 3 本市の対応方針

原告の請求棄却を求める。